

令和3年1月15日

実習実施者  
監理団体 各位

外国人技能実習機構

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令等を踏まえた監理団体・実習実施者の皆様へのお願い

現在、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域を対象に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されています。また、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、すべての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用が停止されました。

監理団体・実習実施者の皆様におかれては、以下にご留意の上、技能実習生の雇用維持にお取組いただくほか、技能実習生の皆様に対する感染防止対策や生活支援策など各種支援策の周知に、改めて努めて頂くようお願い致します。また、新たに外国人技能実習生の入国を予定されている場合には、外務省等関係機関の情報に御留意ください（【参考2】をご参照ください）。

【参考1】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年1月13日変更）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryu/kihon\\_r\\_030113.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_r_030113.pdf)

【参考2】水際対策強化に係る新たな措置（検疫の強化及び緊急事態宣言期間におけるビジネストラック及びレジデンストラックの停止）について（外務省ホームページ）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1\\_000481.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000481.html)

《監理団体・実習実施者の皆様へのお願い》

※技能実習生の皆様に対する周知も、併せてお願い致します。

【技能実習の継続等について】

○新型コロナウイルスにより会社の経営が悪くなっているときでも、外国人であることを理由として、外国人の労働者を、日本人より不利に扱うことは許されません。

厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/000626997.pdf>

[やさしい日本語](#) [中国語（簡体）](#) [中国語（繁体）](#) [ベトナム語](#) [タガログ語](#)

[インドネシア語](#) [タイ語](#) [英語](#) [カンボジア語](#) [ミャンマー語](#) [韓国語](#) [ネパール語](#)

[モンゴル語](#)

○雇用調整助成金は技能実習生も対象となります。こちらをご覧ください。

機構ホームページ：<https://www.otit.go.jp/files/user/210105-11.pdf>

※技能実習生に教育訓練を行う場合も雇用調整助成金の対象となります。技能実習生に教育訓練を行う際の技能実習実施困難時届出書の提出について（雇用調整助成金の緊急対応期間の延長に伴う取扱期間の延長）は、こちらをご確認ください。

機構ホームページ：<https://www.otit.go.jp/files/user/210105-12.pdf>

○雇用調整助成金の特例や、休業手当の支払いを実習生が受けられない場合の支援金・給付金（休業支援金・給付金）等について案内していますのでご覧いただき、活用ください。

厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000716487.pdf>

※休業支援金・給付金については、実習実施者の皆さまのご協力が必要となりますので、実習生への説明と併せて御協力をお願いします。

機構ホームページ：<https://www.otit.go.jp/files/user/statistics/201112-2.pdf>

[やさしい日本語](#) [中国語](#) [ベトナム語](#) [タガログ語](#) [インドネシア語](#) [タイ語](#)  
[英語](#) [カンボジア語](#) [ミャンマー語](#)

※休業支援金・給付金の対象期間・申請期限が延長されています。

機構ホームページ：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/201005-1.pdf>

[やさしい日本語](#) [中国語](#) [ベトナム語](#) [タガログ語](#) [インドネシア語](#) [タイ語](#)  
[英語](#) [カンボジア語](#) [ミャンマー語](#)

○技能実習修了後、帰国困難となっている技能実習生及び解雇等された技能実習生への支援について

・入管庁ホームページ：[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14\\_00008.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html)

（新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援）

・機構ホームページ：<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>（実習先変更支援）

※技能実習生が次の仕事を探す間は、雇用保険の給付の対象となる場合がありますので、ご確認いただき、技能実習生への案内をお願いいたします。

機構ホームページ：<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-9.pdf>

[やさしい日本語](#) [中国語](#) [ベトナム語](#) [タガログ語](#) [インドネシア語](#) [タイ語](#) [英語](#)  
[カンボジア語](#) [ミャンマー語](#)

#### 【感染予防や健康管理】

○職場における感染予防や健康管理については以下を踏まえて対応してください。

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（11月27日版）

厚生労働省ホームページ：[【PDF形式】](#) [【Excel形式】](#)

機構ホームページ：[やさしい日本語](#) [中国語（簡体）](#) [ベトナム語](#) [タガログ語](#)  
[インドネシア語](#) [タイ語](#) [英語](#) [カンボジア語](#) [ミャンマー語](#)

○技能実習生向けに感染症予防の注意点等を多言語でまとめたリーフレット等を用意していますので、活用ください。

機構ホームページ：[https://www.otit.go.jp/CoV2\\_jissyu\\_kansen/](https://www.otit.go.jp/CoV2_jissyu_kansen/)

**【水際対策強化について】**

○水際対策強化に係る新たな措置（検疫の強化及び緊急事態宣言期間におけるビジネストラック及びレジデンストラックの停止）に関する情報は以下のページからご覧になれます。

外務省ホームページ：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1\\_000481.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000481.html)

○「技能実習生がレジデンストラック又はビジネストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問について」はこちらにもまとめておりますのでご参照ください。

機構ホームページ：[https://www.otit.go.jp/files/user\\_img/210115-1.pdf](https://www.otit.go.jp/files/user_img/210115-1.pdf)

**【上記の他にも、外国人技能実習機構のホームページにおいて、技能実習制度に関する新型コロナウイルス感染症関連の情報をまとめていますので、ご活用下さい。】**

機構ホームページ：<https://www.otit.go.jp/CoV2/>